

国立更生援護機関を取り巻く環境の変化

国立施設は昭和 24 年の身体障害者福祉法制定前後に設置され、半世紀にわたり障害児・者の自立と社会参加に寄与してきた。この間、社会経済情勢は大きく変化し、障害施策を含む福祉施策の数次見直しが行われてきた。

- 昭和 45 年に議員立法として「心身障害者対策基本法（現：障害者基本法）」が制定され、障害者施策の基本方針等が規定される。
- 昭和 56 年の国際障害者年を契機に「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念が浸透し、昭和 57 年に政府の障害者対策推進本部で策定された「障害者対策に関する長期計画（昭和 58 年～平成 4 年）」を通じ、障害者施策が推進される。
- 平成 5 年に心身障害者対策基本法が「障害者基本法」へ改正され、障害の範囲に「精神障害者」を位置づけるとともに、わが国の障害者施策の基本的方向を示す「障害者対策に関する新長期計画（平成 5 年～平成 14 年）」が策定される。
- 平成 12 年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部改正法」が成立し、社会福祉事業や措置制度などの社会福祉の共通基盤制度について見直しが行われる。
- 平成 15 年 4 月には「措置」から契約によるサービスを利用する仕組み「支援費制度」がスタートし、国立施設（秩父学園を除く）においても「契約」によるサービス利用へ移行する。
- 平成 16 年に障害者基本法が改正され、「障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。」、施策を講じるために「医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及の促進や必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう務めなければならない。」と国の責務が規定される。

- 平成 17 年に「新健康フロンティア戦略」として、医療・福祉技術のイノベーション（研究開発力）を向上させることにより、障害者の社会への参加を容易にする技術、身体機能の補完・強化等の開発・普及が期待される。
- また、平成 17 年には発達障害の症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うこと、発達障害を早期に見出し、発達支援を行うことなどを目的とした「発達障害者支援法」が施行される。
- 平成 18 年 10 月に福祉サービスや公費負担医療の 3 障害一元化とする「障害者自立支援法」が全面施行され、国立施設（秩父学園は除く）は、「障害者支援施設」として道県の指定を受けるとともに、秩父学園は「措置」から「利用契約」へ変更された。
- 国立施設は設置から半世紀が経過し、利用者は減少傾向にあるとともに、高齢化及び糖尿病や精神疾患等医療的ケアを有する者が増加傾向にある。また、国立施設として高次脳機能障害や発達障害等新たな障害への対応等が求められ取組を行っている。
- 一方、平成 18 年 6 月に「行政減量・効率化有識者会議」において、国の事務事業の見直し等行政職員の定員縮減（5 年間で 5%）の方策が示された。
- さらに、平成 20 年 3 月に総務省より、平成 20 年度減量・効率化の方針として、「国立更生援護機関（国立光明寮、国立保養所、国立秩父学園、国立身体障害者リハビリテーションセンターの障害関係 4 施設）については、平成 20 年度中に事務事業の効率化・合理化等、その機能等のあり方を検討する」との方針が示された。

障害者の福祉に関する基本的施策に関し、国が行う施策（国の責務）
（関連法令根拠）

○ 児童福祉法（昭和22年12月12日法164）

（設置）

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

5 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

○ 戦傷病者特別援護法（昭和38年8月3日法168）

（国立の保養所への収容）

第22条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により重度の障害がある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、国立の保養所に収容することができる。

○ 障害者基本法（昭和45年5月21日法84）

（医療、介護等）

第12条 国は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 国は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。

3 国は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 国は、第一項及び前項に規定する施策を講じるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう務めなければならない。

6 国は、前項に規定する施策を講じるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

○ 発達障害者支援法（平成16年12月10日法167）

（調査研究）

第24条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

○ 障害者自立支援法（平成17年11月7日法123）

（施設の設置等）

第83条 国は、障害者支援施設を設置しなければならない。

国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会開催経緯

第1回

日時：平成20年10月3日（金） 10:00～12:00

- 議題：①「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会」の設置について
②国立更生援護機関の現状
③国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討項目について（案）
④その他

第2回

日時：平成20年11月5日（水） 14:00～16:00

- 議題：①国立更生援護機関の役割及び機能について
②その他

第3回

日時：平成21年1月28日（木） 14:30～16:30

- 議題：①国立更生援護機関の役割及び機能について
②その他

第4回

日時：平成21年2月27日（金） 10:00～12:00

- 議題：①検討会取りまとめ（案）
②その他

第5回

日時：平成21年3月25日（水） 13:30～15:30

- 議題：①「国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会」報告書（案）
②その他

国立更生援護機関の今後のあり方に関する検討会構成員名簿

構成員名	所 属
※伊藤 利之	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団顧問
岩谷 力	国立障害者リハビリテーションセンター総長
上野 照剛	九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門特任教授
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表
奥沢 信一	埼玉県福祉部障害者福祉課長
片石 修三	財団法人日本障害者リハビリテーション協会常務理事
黒澤 貞夫	浦和大学短期大学部客員教授
小中 栄一	財団法人全日本ろうあ連盟事務局長
高木 晶子	国立秩父学園長
寺山 久美子	帝京平成大学健康メディカル学部長
仁木 壯	社会福祉法人旭川荘副理事長
東山 文夫	社会福祉法人日本盲人会連合常務理事
箕輪 優子	横河電機株式会社CSR推進本部社会貢献室
森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事
柳澤 信夫	東京工科大学片柳研究所長
山内 裕雄	順天堂大学名誉教授
山崎 美貴子	神奈川県立保健福祉大学長

※座長

(敬称略、五十音順)